立ちどまらない保険。
MS&AD 三井住友海上

２０１５年１０月１日以降始期契約用

ご契約のしおり

普通保険約款・特約、サービスご利用規約

1日分の自動車保険

1DAY保険

～セブン‐イレブンのマルチコピー機手続用～

【２４時間単位型自動車運転者保険】

目次

第１部　ご契約の補足事項

第２部　普通保険約款・特約

普通保険約款

特約

◇特約には、次の２種類があります。

自動セット特約	ご契約時のお申出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動的にセットされます。
任意セット特約	ご契約時にお申出があり三井住友海上が引き受ける場合にセットされます。

◇自動セット特約には自動セットと表示しています。

◇自動セット特約は、保険証券およびお手続き後郵送にて送付される通知書（葉書）記載の QR コード（URL）から契約内容照会が可能な「専用ページ」に表示されません。

普通保険約款・特約の補足事項

第３部　サービスご利用規約

｜第１部｜

ご契約の補足事項

『重要事項のご説明』では、📖の事項について、この『ご契約のしおり』の第１部に記載することとしています。📖の事項についてご確認ください。

『重要事項のご説明』冊子内記載
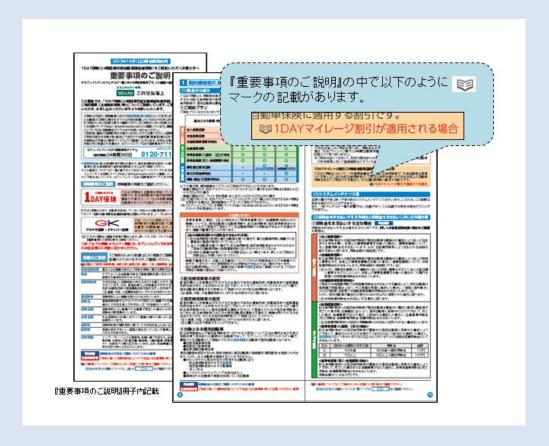
📖 用語のご説明（保険期間、始期日時、満期日時、通院、入院、後遺障害、修理費）

用語のご説明は次のとおりです。『重要事項のご説明』で説明済の用語には「★」、この『ご契約のしおり』ではじめて説明する用語には「○」をつけています。

	用語	説明
★	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
★	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
★	保険契約者	三井住友海上に保険契約の申込みをされる個人の方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。なお、都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許（仮運転免許や国際運転免許を除きます。）をお持ちの方（注）に限ります。 （注）普通、中型、大型運転免許のいずれかをお持ちの方に限ります。
★	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
★	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に三井住友海上がお支払いすべき金銭をいいます。
★	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に三井住友海上が支払うべき保険金の限度額をいいます。
★	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
★	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて三井住友海上に払い込むべき金銭をいいます。
★	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
★	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は三井住友海上が定める区分表によるものとします。

	用語	説明
○	保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券およびお手続き後郵送にて送付される通知書（葉書）記載の QR コード（URL）から契約内容照会が可能な「専用ページ」記載の保険期間をいいます。
○	始期日時	保険証券およびお手続き後郵送にて送付される通知書（葉書）記載の QR コード（URL）から契約内容照会が可能な「専用ページ」記載の保険期間の始まる日時をいいます。
○	満期日時	保険証券およびお手続き後郵送にて送付される通知書（葉書）記載の QR コード（URL）から契約内容照会が可能な「専用ページ」記載の保険期間が終了する日時をいいます。
○	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
○	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
○	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注）のないものを除きます。 （注）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
○	修理費	損害が生じた地および時において、借用自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、借用自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

１ＤＡＹマイレージ割引が適用される場合

１ＤＡＹマイレージ割引（２４時間自動車保険無事故割引）とは
『１ＤＡＹ保険』において、一定期間無事故である記名被保険者が、今後お車を取得される等により、自らを記名被保険者として所定の条件を満たす三井住友海上の自動車保険を初めてご契約される場合に、その自動車保険に適用する割引です。割引が適用されるための条件は次のとおりです。

＜割引の適用条件＞

・ご契約のお車の用途車種が自家用８車種（注１）であること
・6 等級（S）または7等級（S）が適用される前契約のないノンフリート契約であること
・記名被保険者を同一とし、始期日の前日から過去 3 年以内に満期日がある『１ＤＡＹ保険』の契約回数が通算して５回以上（注２）であり、そのすべての契約に保険金をお支払いする事故（注3）が発生していないこと

（注１）自家用８車種とは、用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下・最大積載量０．５トン以下)、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

（注２）たとえば、一回のお手続でご利用日数を３日として契約した場合の契約回数は３回となります。

（注３）指定被保険者が運転中の事故を含みます。

※適用される割引率は、『１ＤＡＹ保険』の契約回数が「５～９回」の場合、「１０回～１９回」の場合、「２０回以上」の場合で、それぞれ異なります。

📖 ロードサービス

『１ＤＡＹ保険』では、おクルマＱＱ隊（１ＤＡＹ保険用）を提供します。サービスの内容は次のとおりです。詳しくは、この『ご契約のしおり』第 3 部のサービスご利用規約をご参照ください。

■レッカーQQ 手配サービス

記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中の事故または故障等により自力走行不能となった場合に、レッカー業者を手配します。レッカーけん引料金やクレーン費用等は運搬・搬送・引取費用特約で補償します。

■故障トラブル・ガス欠 QQ サービス

記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中の故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、記名被保険者を同一とする『１ＤＡＹ保険』で過去１年間に同一のサービスを利用したことがない場合に限ります。

●バッテリー上がり時のジャンピング
●キー閉じ込み時のドアの解錠
●ガス欠時のガソリン補給（最大 10 リットル）
●パンク時のスペアタイヤ交換
●上記以外で、現場で 30 分以内に完了する応急修理・軽作業（注）

〈JAF 会員向けメリット〉
お客さまが JAF 会員の場合は、おクルマ QQ 隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を 4,000 円まで無料とします。

（注）タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。

■移動サポート QQ サービス／宿泊サポート QQ サービス

記名被保険者のご自宅から 20km 以上離れた場所で、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中の事故または故障等により自力走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQ 手配サービスのご利用を条件とし、最初のレッカー開始時刻から 12 時間以内に移動を開始した場合もしくは宿泊手続をした場合に限ります。

【移動サポート QQ サービス】

事故または故障等の現場から当面の目的地への移動に必要な公共交通機関のご案内やタクシー等の手配（注 1）を行い、その交通費（注 2）をお 1 人につき 2 万円を限度としてお支払いします。

（注 1）バス・鉄道等の公共交通機関が利用できない場合等、タクシー等のご利用が事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動のための方法として妥当と判断される場合に限ります。

（注 2）最も合理的な移動手段を利用した場合の費用とします。

【宿泊サポート QQ サービス】

事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動が困難（注）な場合は、近隣の宿泊施設をご紹介し、その宿泊費用を宿泊された方お 1 人につき 1 万円を限度としてお支払いします。

（注）事故または故障等の現場から当面の目的地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限ります。

■各種情報提供サービス

レンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等、快適なドライブをサポートするさまざまな情報をご提供します。

自力走行不能とは

物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

ご利用の際の注意点

●おクルマ QQ 隊（１ＤＡＹ保険用）をご利用の際は、ご自身で救援業者を手配せずに、必ず「おクルマ QQ 隊（１ＤＡＹ保険用）専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。

●レッカーＱＱ手配サービス、故障トラブル・ガス欠ＱＱサービス、移動サポートＱＱサービス／宿泊サポートＱＱサービスの利用対象者は、記名被保険者または指定被保険者が運転している借用自動車に搭乗中の方になります。

●車両預かりにかかる保管料、部品代・消耗品代等、サービスの対象とならない費用が生じた場合、これらの費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域（離島など）ではサービスをご利用いただけない場合があります。

事故が起こった場合の手続（三井住友海上へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類）

（１）事故が起こった場合の三井住友海上へのご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置をしてください。

① ケガ人の救護 ▶ 救急車は119番
ケガ人がいる場合は、周囲を見渡して安全であることを確認し、救護してください。

② 二次災害の防止
二次災害に巻き込まれないよう、自分と相手双方の安全を確保してください。また、二次災害を発生させないよう、車両等を安全な場所へ移動してください。

③ 警察へ連絡 ▶ 警察は110番
事故現場をよく確認し、落ち着いて的確に通報してください。人身事故の場合は、人身事故である旨を正しく警察に届け出てください。

④ 相手の確認
相手の方がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先等をご確認ください。なお、事故現場で相手との口約束・示談はしないでください。

⑤ 目撃者の確認
事故の目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先等をご確認ください。

⑥ 三井住友海上へ連絡
ご連絡いただく際は、次の事項をご通知ください。
◇事故の日時・場所・状況、届出警察・担当官
◇相手の方の住所・氏名・連絡先、相手のお車の登録番号
◇目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先
◇損害賠償請求を受けた場合は、その内容　等

事前に三井住友海上にご相談ください。

次のような場合は、事前に三井住友海上へご相談ください。
●事故にあった借用自動車を修理される場合
●相手の方と示談される場合
●損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合

（２）保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち三井住友海上が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または三井住友海上にご相談ください。

※１　ご提出いただく書類には●を付しています。「－」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

※２　搭乗者傷害に関する特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の「おケガの補償」に●を付した書類のうち三井住友海上が求めるものをご提出いただきます。

※３　特約に基づいて次表の基本となる補償以外の補償に関する保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※４　損害賠償請求権者が三井住友海上に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」に●を付した書類のうち三井住友海上が求めるものをご提出いただきます。

※５　事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

基本となる補償 ／ 保険金請求に必要な書類	相手への賠償		おケガの補償	お車の補償
	対人賠償保険	対物賠償保険	自損傷害保険	車両復旧費用保険
保険金請求書	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書(注)またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	－
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	－
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	－
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	●	●	－	－
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	－	●	－	－

保険金請求に必要な書類 ＼ 基本となる補償	相手への賠償		おケガの補償	お車の補償
	対人賠償保険	対物賠償保険	自損傷害保険	車両復旧費用保険
借用自動車の時価額を確認できる書類、被害物の写真・画像データ、借用自動車の復旧および被保険者がその費用を負担した事実ならびに借用自動車の修理費および借用自動車の代替とする自動車の購入費用の額を確認できる客観的書類	―	―	―	●
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	―	―
被保険者が負担した費用の額を示す書類	●	●	●	●
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	●	―	●	―
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類	●	―	―	―
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を三井住友海上にご通知いただく書類	●	●	●	●
三井住友海上が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	●	●	●	●
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	●	●	●	●
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車との事故にかかる保険金のご請求にあたって、約款に定める内容を三井住友海上へご通知いただく書類	―	―	●	―

（注）自動車の事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は人身事故扱いの交通事故証明書）が必要となります。この交通事故証明書は事故発生時に警察への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合は速やかに事故届けを行ってください。なお、警察への届出がお済みの場合は、保険金の請求時に必要となる交通事故証明書は三井住友海上にて取付けます。

📖 代理請求人制度

（３）代理請求人制度

重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。(注) 詳細は取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

（注）「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（４）保険金のお支払時期について

三井住友海上は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて３０日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注１)を終えて保険金をお支払いします。(注２)

（注１）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他三井住友海上がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注２）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、三井住友海上は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

（５）保険金の時効について

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

（６）ご連絡先

万一、事故が起こった場合は
事故受付センターまでご連絡ください。
三井住友海上事故受付センター（『１ＤＡＹ保険』専用）
0120－３６５－６５６（無料）
【受付時間】24 時間 365 日

おクルマのトラブルで困った場合は
おクルマＱＱ隊（１ＤＡＹ保険用）専用ダイヤル
２４時間　ＱＱ隊
0120－２４２－９９１（無料）
【受付時間】24 時間 365 日

第2部

普通保険約款・特約

基本となる補償内容や契約手続等の原則的な事項について定めた「普通保険約款」と、オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項について定めた「特約」を掲載しています。

２４時間単位型自動車運転者保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

	用語	説明
保険契約者	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
補償の対象（者）	被保険者	この保険契約により補償を受ける者または補償の対象となる者をいいます。
	借用自動車	記名被保険者および指定被保険者がいずれもその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であり、保険証券記載の自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 ①　次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注１） ア．記名被保険者またはその配偶者 イ．指定被保険者またはその配偶者。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限ります。 ウ．記名被保険者が役員（注２）となっている法人 エ．指定被保険者が役員（注２）となっている法人。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限ります。 ②　レンタカー（注３） （注１）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注２）役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

		（注３）レンタカー 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第８０条（有償貸渡し）第１項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
	記名被保険者	保険証券記載の記名被保険者をいいます。
	指定被保険者	保険証券記載の指定被保険者をいいます。
	借用自動車の所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①　借用自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②　借用自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、借用自動車を所有する者
	借用自動車を所有する者	通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載された者をいいます。
保険金	対人賠償保険金	対人賠償責任条項により支払われるべき対人賠償保険金をいいます。
	対物賠償保険金	対物賠償責任条項により支払われるべき対物賠償保険金をいいます。
	自損傷害保険金	自損傷害条項により支払われるべき死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をいいます。
	復旧費用保険金	車両復旧費用条項により支払われるべき復旧費用保険金をいいます。
	保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当社が被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき金銭であって、対人賠償保険金、対物賠償保険金、自損傷害保険金、復旧費用保険金およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険金額等	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、対人保険金額、対物保険金額およびこの普通保険約款に付帯される特約に定める保険金額をいいます。
	対人保険金額	保険証券記載の対人保険金額をいいます。
	対物保険金額	保険証券記載の対物保険金額をいいます。

	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
保険料	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
補償期間	保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	始期日時	保険証券記載の保険期間の始まる日時をいいます。
	満期日時	保険証券記載の保険期間が終了する日時をいいます。
契約内容変更等	訂正の申出	告知事項(注)について書面をもって当社に訂正を申し出ることであって、基本条項第４条（告知義務）(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項 基本条項第４条(1)に定める告知事項をいいます。
	通知事項の通知	基本条項第５条（通知義務）(1)に規定する通知をいいます。
	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
傷害・後遺障害	傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①　細菌性食中毒 ②　ウイルス性食中毒 ③　日射、熱射または精神的衝動による障害 ④　被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの （注）中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
損害の額	借用自動車の時価額	損害が生じた地および時における、借用自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度登録年月 借用自動車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。
	修理費	損害が生じた地および時において、借用自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、借用自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

保険契約等	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
	対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
その他	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類(注)をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類(注)を含みます。 （注）書類 電子媒体によるものを含みます。
	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	自動車	原動機付自転車を含みます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
	親族	６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 （注）登録番号標等 登録番号標、車両番号標または標識番号標をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

第１章　賠償責任保険

第１節　対人賠償責任条項

第１条（保険金を支払う場合）

(１)当社は、被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、対人賠償保険金を支払います。

(２)当社は、１回の対人事故による(１)の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ対人賠償保険金を支払います。

第２条（被保険者の範囲）

この対人賠償責任条項における被保険者は、借用自動車を運転している次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 指定被保険者

第３条（保険金を支払わない場合）

(１)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。

① 保険契約者、記名被保険者、指定被保険者またはこれらの者の法定代理人(注１)の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注２)

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 台風、洪水または高潮

⑤ 核燃料物質(注３)もしくは核燃料物質(注３)によって汚染された物(注４)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ 借用自動車を競技もしくは曲技(注５)のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注６)すること。

(2)当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。

(3)当社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務(注7)のために、その使用者の所有する自動車(注8)を運転している場合

② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

(4)当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。

① 被保険者の配偶者

② 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

③ 被保険者の業務(注7)に従事中の使用人

(注1)これらの者の法定代理人

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4)核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注6)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7)業務

家事を除きます。

(注8)所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第４条（支払保険金）

（1）１回の対人事故につき当社の支払う対人賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ対人保険金額を限度とします。

対人賠償保険金	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第５条（費用）①から③までの費用	－	自賠責保険等によって支払われる金額

（2）当社は、（1）に定める対人賠償保険金に加えて、次の額の合計額を対人賠償保険金として支払います。

① 第５条（費用）④および⑤の費用

② 第７条（当社による解決）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第５条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第１４条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第１４条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第７条（当社による解決）（2）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第６条（当社による援助）

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第７条（当社による解決）

(1)次のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

① 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合

② 当社が損害賠償請求権者から第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2)(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3)当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

（注）訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1)対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの対人賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対人賠償保険金の額(注1)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

⑤ (3)に定める損害賠償額が対人保険金額(注2)を超えることが明らかになった場合

(3)第７条（当社による解決）およびこの条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

(4)損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の対人賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5)(2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対人賠償保険金を支払ったものとみなします。

（注１）対人賠償保険金の額

同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

（注２）対人保険金額

同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第９条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1)第６条（当社による援助）または第７条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ対人保険金額(注1)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のとき

の仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(2)(1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3)(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第４条（支払保険金）(1)ただし書および第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った対人賠償保険金とみなして適用します。

(4)(1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、(1)の当社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が対人賠償保険金として支払われたものとみなします。

(5)基本条項第１６条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が対人賠償保険金として支払われたものとみなします。

（注１）対人保険金額

同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

（注２）供託金

利息を含みます。

（注３）貸付金

利息を含みます。

第１０条（先取特権）

(1)対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、対人賠償保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に対人賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえること

はできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して対人賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第５条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第１１条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

対人保険金額が、第１０条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる対人賠償保険金と被保険者が第５条（費用）の規定により当社に対して請求することができる対人賠償保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する対人賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する対人賠償保険金の支払を行うものとします。

第２節　対物賠償責任条項

第１条（保険金を支払う場合）

　当社は、被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第２条（被保険者の範囲）

　この対物賠償責任条項における被保険者は、借用自動車を運転している次のいずれかに該当する者とします。

①　記名被保険者

②　指定被保険者

第３条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

①　保険契約者、記名被保険者、指定被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④　台風、洪水または高潮

⑤　核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑥　⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑦　②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧　借用自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。

(2)当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

(3)当社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務（注7）のために、その使用者の所有する自動車（注8）を運転している場合

② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

(4)当社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

① 被保険者

② 被保険者の配偶者

③ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

（注１）これらの者の法定代理人

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注４）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注５）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注６）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注７）業務

家事を除きます。

（注８）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第４条（支払保険金）

(1)１回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。
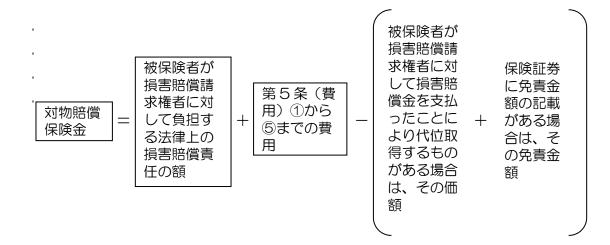
(2)当社は、(1)に定める対物賠償保険金に加えて、次の額の合計額を対物賠償保険金として支払います。

① 第５条（費用）⑥および⑦の費用

② 第７条（当社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第５条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第１４条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第１４条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 落下物取片づけ費用	偶然な事故によって借用自動車に積載していた動産(注2)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当社の同意を得て支出した取片づけ費用をいいます。

⑤　原因者負担費用	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二関スル法律（明治３２年法律第４０号）の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法（昭和２７年法律第１８０号）第５８条（原因者負担金）の原因者負担金として支出した費用をいいます。
⑥　示談交渉費用	対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第７条（当社による解決）(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑦　争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（注１）費用

収入の喪失を含みません。

（注２）借用自動車に積載していた動産

法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第６条（当社による援助）

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第７条（当社による解決）

(1)次のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注１）を行います。

①　被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合

②　当社が損害賠償請求権者から第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2)(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3)当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① １回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が対物保険金額(注２)を明らかに超える場合

② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、１回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額を明らかに下回る場合

③ 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

（注１）訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

（注２）対物保険金額

保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1)対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(注１)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3)第７条（当社による解決）およびこの条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	−	次のいずれか高い額 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 ② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

(4)損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の対物賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
(5)(2)または(8)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。
(6)1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注2)が対物保険金額(注3)を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定による損害賠償額を支払いません。
(7)次のいずれかに該当する場合には、(6)の規定を適用しません。
① (2)④に規定する事実があった場合
② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
(8)(7)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(注1)を限度とします。

(注1)対物賠償保険金の額
同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(注2)法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(注3)対物保険金額
保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

第9条(仮払金および供託金の貸付け等)
(1)第6条(当社による援助)または第7条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、1回の事故につき、対物保険金額(注1)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(2)(1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3)(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第4条（支払保険金）(1)ただし書、第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および同条(8)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った対物賠償保険金とみなして適用します。

(4)(1)の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、(1)の当社の名による供託金(注2)または貸付金(注3)が対物賠償保険金として支払われたものとみなします。

(5)基本条項第16条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が対物賠償保険金として支払われたものとみなします。

（注1）対物保険金額

同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

（注2）供託金

利息を含みます。

（注3）貸付金

利息を含みます。

第10条（先取特権）

(1)対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、対物賠償保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に対物賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して対物賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

　第５条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第１１条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

　対物保険金額が、第１０条（先取特権）（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる対物賠償保険金と被保険者が第５条（費用）の規定により当社に対して請求することができる対物賠償保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する対物賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する対物賠償保険金の支払を行うものとします。

第２章　傷害保険

自損傷害条項

第１条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合であって、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この自損傷害条項および基本条項に従い、被保険者の法定相続人に死亡保険金を支払います。

①　借用自動車の運行に起因する事故

②　借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下。ただし、被保険者が借用自動車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限ります。

（2）当社は、（1）①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、後遺障害が生じた場合であって、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この自損傷害条項および基本条項に従い、被保険者に後遺障害保険金を支払います。

（3）当社は、（1）①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、治療を要し、かつ、入院または通院した場合であって、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この自損傷害条項および基本条項に従い、被保険者に医療保険金を支払います。

（注１）正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に定める乗車装置をいいます。

（注２）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第２条（被保険者の範囲）

（1）この自損傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。

①　借用自動車を運転中の記名被保険者

②　借用自動車を運転中の指定被保険者

③　記名被保険者または指定被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置（注１）またはその装置のある室内（注２）に搭乗中の者

(2)この自損傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

（注１）正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に定める乗車装置をいいます。

（注２）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤　①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　借用自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(2)当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた傷害

②　記名被保険者または指定被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害

③　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた傷害

④　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に生じた傷害

(3)傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、自損傷害保険金を支払いません。

(4)当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注6）に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
(5)当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（注7）のために、その使用者の所有する自動車（注8）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

（注１）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注３）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注４）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注５）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
（注６）創傷感染症
丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。
（注７）業務
家事を除きます。
（注８）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第４条（支払保険金）
(1)１回の事故につき、被保険者１名に対し当社の支払う死亡保険金の額は、それぞれ１，５００万円（注1）とします。
(2)(1)の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
(3)１回の事故につき、被保険者１名に対し当社の支払う後遺障害保険金の額は、それぞれ別表１の１または別表１の２のそれぞれの等級に定める金額とします。
(4)１回の事故につき、被保険者１名に対し当社の支払う医療保険金の額は、それぞれ次の額とします。

①　入院または通院した治療日数の合計が５日以上（５日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の場合に限ります。）の場合

医療保険金（５日以上入通院保険金）＝別表２に規定する額

②　①以外で、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に入院または通院した場合

医療保険金（５日未満入通院保険金）＝５，０００円

(5)(4)①の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第１１条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注２）であるときには、その処置日数を含みます。

(6)(4)①の治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するギプスを常時装着したときは、その日数に含めます。

①　長管骨（注３）の骨折および脊（せき）柱の骨折によるギプス

②　長管骨（注３）に接続する三大関節部分の骨折で長管骨（注３）部分も含めたギプス

③　ろく骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

（注１）１，５００万円

１回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、１，５００万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

（注２）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注３）長管骨

上腕骨、橈（とう）骨、尺骨、大腿骨、脛（けい）骨および腓（ひ）骨をいいます。

第５条（他の身体の障害または疾病の影響）

次のいずれかに該当する事由により第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

①　被保険者が第１条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。

②　被保険者が第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。

③　正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第６条（当社の責任限度額等）
(1）１回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第４条（支払保険金）および第５条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による額とし、かつ、１，５００万円を限度とします。
(2）１回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第４条（支払保険金）および第５条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による額とし、かつ、２，０００万円を限度とします。
(3)当社は、(1）および(2)に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、１回の事故につき、第４条（支払保険金）および第５条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による医療保険金を支払います。

第３章　車両費用保険

車両復旧費用条項

第１条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、次に定める条件をすべて満たす場合に限り、借用自動車の復旧によって生じた費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、この車両復旧費用条項および基本条項に従い、被保険者に復旧費用保険金を支払います。

① 被保険者が借用自動車を運転中(注1)に、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故（以下「車両事故」といいます。）によって借用自動車に損害が生じたこと。

② 車両事故によって借用自動車に生じた損害の程度および借用自動車の修理費について、当社による確認ができること。

(2)この車両復旧費用条項において復旧とは、次のいずれかを行うことをいいます。

① 車両事故によって借用自動車に生じた損害の修理

② 車両事故によって借用自動車に生じた損害を修理しない場合は、借用自動車の代替とする自動車の購入

(3)(1)および(2)の借用自動車には、これに定着(注2)または装備(注3)されている物、および車室内でのみ使用することを目的として借用自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、ＥＴＣ車載器(注4)等（以下「付属品」といいます。）を含みます。ただし、次の物は付属品に含みません。

① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品

② 法令により自動車に定着(注2)または装備(注3)することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

（注１）運転中

駐車または停車中を除きます。

（注２）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注３）装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。

（注４）ＥＴＣ車載器

有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この車両復旧費用条項における被保険者は、借用自動車を運転中の次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 指定被保険者

第３条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．保険契約者（注1）、記名被保険者または指定被保険者

イ．借用自動車の所有者（注2）

ウ．ア．およびイ．に定める者の法定代理人

エ．ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人

オ．ア．および．イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ 借用自動車を競技もしくは曲技（注6）のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注7）すること。

(2)当社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被った損害に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

① 借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

② 故障損害（注8）

③ 借用自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害

④　付属品のうち借用自動車に定着[注9]されていないものに生じた損害。ただし、借用自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑤　タイヤ[注10]に生じた損害。ただし、借用自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑥　法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

(3)当社は、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第2条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

(4)当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

①　被保険者が、その使用者の業務[注11]のために、その使用者の所有する自動車[注12]を運転している場合に、被保険者について生じた損害

②　自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた損害

（注１）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）借用自動車の所有者

借用自動車の所有者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注５）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注６）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注７）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注８）故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない借用自動車の電気的または機械的損害をいいます。

（注９）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注１０）タイヤ

チューブを含みます。

（注１１）業務

家事を除きます。

（注１２）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第４条（支払保険金）

(１)１回の車両事故につき当社の支払う復旧費用保険金の額は、次のとおりとします。

区分	復旧費用保険金の額
①　第１条（保険金を支払う場合）(２)①に規定する復旧	次の算式によって算出される額とします。ただし、３００万円を限度とします。 車両事故によって借用自動車に生じた損害の修理費の額　－　保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
②　第１条（２)②に規定する復旧	次の算式によって算出される額とします。ただし、３００万円を限度とします。 次のいずれか低い額 ア.車両事故によって借用自動車に生じた損害の修理費の額 イ.借用自動車の代替とする自動車の購入費用の額（注１） ウ.借用自動車の時価額 －　保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

(２)当社は、(１)に定める復旧費用保険金に加えて、第５条（費用）の費用の合計額を復旧費用保険金として支払います。

(3)当社は、(2)の規定によって支払うべき費用と(1)に定める復旧費用保険金の合計額が３００万円を超える場合であっても、(2)の費用を支払います。

(4)借用自動車の所有者に対し、車両事故によって借用自動車に生じた損害について、借用自動車に適用される保険契約または共済契約によって既に保険金または共済金の支払が決定しもしくは支払われた場合または第三者から損害の賠償として既に損害賠償金の支払が決定しもしくは支払われた場合において、その支払が決定しまたは支払われた額が被保険者の自己負担額[注2]を超過するときは、当社は(1)および(2)に定める復旧費用保険金の額からその超過額を差し引いて復旧費用保険金を支払います。この場合において、既に復旧費用保険金を支払っていたときは、当社はその超過額に相当する復旧費用保険金の返還を被保険者に請求することができます。

（注１）購入費用の額

借用自動車の代替とする自動車を購入した場合に、実際に被保険者が支出した額とします。ただし、社会通念上妥当なものに限ります。

（注２）自己負担額

次の算式によって算出される額をいいます。

① 借用自動車の復旧として、第１条（保険金を支払う場合）(2)①に規定する復旧がされた場合

自己負担額＝修理費の額－(1)に定める復旧費用保険金の額

② 借用自動車の復旧として、第１条(2)②に規定する復旧がされた場合

自己負担額＝借用自動車の購入費用の額（借用自動車の代替とする自動車を購入した場合に、実際に被保険者が支出した額とします。ただし、社会通念上妥当なものに限ります。）－(1)に定める復旧費用保険金の額

第５条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用[注]は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第１４条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第１４条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第４章　基本条項

第１条（保険責任の始期および終期）

(１)当社の保険責任は、始期日時に始まり、満期日時に終わります。

(２)(１)の日時は、日本国の標準時によるものとします。

第２条（保険料の払込方法）

(１)保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(２)保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日時から保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第３条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内(注)において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

（注）日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

第４条（告知義務）

(１)保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項(注１)のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(２)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(３)(２)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (２)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(２)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注２)

③ 保険契約者または記名被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故による損害または傷害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申

し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④　次のいずれかに該当する場合

ア．当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合

イ．保険契約締結時から５年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第１２条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（注１）危険に関する重要な事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

（注２）当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第５条（通知義務）

(1)保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加(注2)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①　当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合

②　危険増加(注2)が生じた時から５年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第１２条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(注2)が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)の危険増加（注2）をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加（注2）が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(7)(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第１２条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加（注2）が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注１）告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（注２）危険増加
告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

（注３）引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第６条（保険契約者の住所変更）
保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第７条（借用自動車の変更）
この保険契約においては、借用自動車の変更を行うことはできません。

第８条（保険契約の無効）
保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第９条（保険契約の取消）
保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第１０条（保険契約者による保険契約の解約）

(１)保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(２)(１)の規定によりこの保険契約の解約後に当社が未払込保険料(注)を請求した場合において、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、(１)の規定にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第１１条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

(１)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、記名被保険者または指定被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力(注１)に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力(注１)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力(注１)を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力(注１)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力(注１)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(２)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者(注２)が、(１)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

② 被保険者(注３)に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(１)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

(3)(1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第１２条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(4)保険契約者、記名被保険者または指定被保険者が(1)③ア．からオ．までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は次の損害については適用しません。
① 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(注4)
② 車両復旧費用条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
(5)(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、自損傷害条項に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害については適用しません。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

（注１）反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（注２）被保険者
自損傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または指定被保険者以外の者に限ります。
（注３）被保険者
自損傷害条項における被保険者に限ります。
（注４）対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害
対人賠償責任条項第５条（費用）または対物賠償責任条項第５条（費用）に規定する費用のうち、(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第１２条（保険契約の解約・解除の効力）
(1)保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(2)(1)の規定にかかわらず、第１０条（保険契約者による保険契約の解約）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条(1)の規定により解約した日時から将来に向かってのみその効力を生じます。

第１３条（保険料の返還）

（1）保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
①　保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第８条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
②　保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③　第９条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	

（2）保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
①　第４条（告知義務）（2）、第５条（通知義務）（2）、同条(6)、第１０条（保険契約者による保険契約の解約）（2）、第１１条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	ア．始期日時以前である場合には、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。 イ．上記ア．以外である場合には、既に払い込まれた保険料を返還しません。
②　第１０条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	

第１４条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
①　損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

②　次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア．事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 ③　借用自動車の復旧を行う場合（注1）には、あらかじめ当社の承認を得ること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④　他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤　損害賠償の請求（注2）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥　損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。 ⑦　他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。 ⑧　①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑧の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注１）復旧を行う場合

必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。

（注２）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注３）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第１５条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1)対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および車両復旧費用条項に関しては、他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

① それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を支払保険金の額とします。

② 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(2)自損傷害条項に関しては、他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。この場合において、医療保険金と死亡保険金および後遺障害保険金とに区分して算出するものとします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額(注1)のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

（注１）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、車両復旧費用条項に関してそれぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。

第１６条（保険金の請求）

(1)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

(2)当社に対する保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>保険金請求権の発生時期</th></tr>
<tr><td>①　対人賠償保険金</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="2">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時</td></tr>
<tr><td>②　対物賠償保険金</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③　自損傷害保険金</td><td colspan="2">ア．死亡保険金</td><td>被保険者が死亡した時</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ．後遺障害保険金</td><td>被保険者に後遺障害が生じた時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ．医療保険金</td><td>５日以上入通院保険金</td><td>事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の治療日数が5日となった時</td></tr>
<tr><td>５日未満入通院保険金</td><td>被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時</td></tr>
<tr><td>④　復旧費用保険金</td><td colspan="2">—</td><td>借用自動車の復旧によって被保険者に費用が発生した時</td></tr>
</table>

(3)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注1）については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

保険金請求に必要な書類または証拠
①　保険金請求書
②　公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
③　死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④　後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤　傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥　対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑦　対物賠償責任条項における対物事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
⑧　車両復旧費用条項に係る保険金の請求に関しては、借用自動車の時価額を確認できる書類、被害が生じた物の写真（注3）、借用自動車の復旧および被保険者がその費用を負担した事実ならびに借用自動車の修理費および借用自動車の代替とする自動車の購入費用の額を確認できる客観的書類
⑨　その他当社が第１７条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注4）

②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注4）または②以外の３親等内の親族

(5)(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6)当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(7)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(8)保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注１）交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注２）修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注３）写真
画像データを含みます。

（注４）配偶者
「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第１７条（保険金の支払）
(1)当社は、請求完了日[注1]からその日を含めて３０日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額[注2]または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
①　(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4)	１８０日
②　(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	９０日
③　(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	１２０日
④　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	６０日
⑤　(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	１８０日

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)から(3)までの規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注１）請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第１６条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）損害の額

借用自動車の時価額を含みます。

（注３）次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注４）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注５）これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第１８条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1)当社は、傷害に関して、第１４条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②の規定による通知または第１６条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案[注1]のために要した費用[注2]は、当社が負担します。

（注１）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）費用

収入の喪失を含みません。

第１９条（損害賠償額の請求）

(1)損害賠償請求権者が対人賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。

(2)損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書[注1]については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠
①　損害賠償額の請求書
②　公の機関が発行する交通事故証明書[注1]
③　死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④　後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤　傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑦　対物賠償責任条項における対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
⑧　その他当社が第２０条（損害賠償額の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3)損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

①　損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注4）

②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注4）または②以外の３親等内の親族

(4)(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(5)当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(7)損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合

②　損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

（注１）交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注２）修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注３）写真

画像データを含みます。

（注４）配偶者

「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第２０条（損害賠償額の支払）

(1)当社は、対人賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から⑤まで、対物賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から④までまたは同条(7)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注1)からその日を含めて３０日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(2)(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	１８０日

②　(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	９０日
③　(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	１２０日
④　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	６０日
⑤　(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	１８０日

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)から(3)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注１）請求完了日

損害賠償請求権者が第１９条（損害賠償額の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注４）これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第２１条（代位）

(1)損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
①　当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額

② ①以外の場合	被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3)(1)の規定にかかわらず、当社が自損傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。
(注)損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条(保険契約者の変更)
(1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
(2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
(3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第23条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)
(1)この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
(3)保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第24条(訴訟の提起)
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条(準拠法)
この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　後遺障害等級表

１．介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	自損傷害条項保険金支払額
第１級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円
第２級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円

備考

それぞれの等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、それぞれの等級の後遺障害に相当するものは、その等級の後遺障害とします。

（注）既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額から既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額を差し引いた額を保険金支払額とします。

２．１．以外の後遺障害

等級	後遺障害	自損傷害条項保険金支払額
第１級	①　両眼が失明したもの ②　咀（そ）しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④　両上肢の用を全廃したもの ⑤　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両下肢の用を全廃したもの	1,500万円
第２級	①　１眼が失明し、他眼の視力が０．０２以下になったもの ②　両眼の視力が０．０２以下になったもの ③　両上肢を手関節以上で失ったもの ④　両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円

第３級	①　１眼が失明し、他眼の視力が０．０６以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤　両手の手指の全部を失ったもの	1,110万円
第４級	①　両眼の視力が０．０６以下になったもの ②　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力を全く失ったもの ④　１上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤　１下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円
第５級	①　１眼が失明し、他眼の視力が０．１以下になったもの ②　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑤　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑥　１上肢の用を全廃したもの ⑦　１下肢の用を全廃したもの ⑧　両足の足指の全部を失ったもの	825万円
第６級	①　両眼の視力が０．１以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	700万円

	⑤　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑧　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの	
第７級	①　１眼が失明し、他眼の視力が０．６以下になったもの ②　両耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④　神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥　１手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの ⑦　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの ⑧　１足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨　１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩　１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪　両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫　外貌に著しい醜状を残すもの ⑬　両側の睾丸を失ったもの	585万円
第８級	①　１眼が失明し、または１眼の視力が０．０２以下になったもの ②　脊柱に運動障害を残すもの ③　１手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの ④　１手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの	470万円

	⑤　１下肢を５センチメートル以上短縮したもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑧　１上肢に偽関節を残すもの ⑨　１下肢に偽関節を残すもの ⑩　１足の足指の全部を失ったもの	
第９級	①　両眼の視力が０．６以下になったもの ②　１眼の視力が０．０６以下になったもの ③　両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥　咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨　１耳の聴力を全く失ったもの ⑩　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫　１手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの ⑬　１手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの ⑭　１足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの ⑮　１足の足指の全部の用を廃したもの ⑯　外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰　生殖器に著しい障害を残すもの	365万円
第１０級	①　１眼の視力が０．１以下になったもの ②　正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③　咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	280万円

	④　１４歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦　１手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの ⑧　１下肢を３センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの ⑩　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	
第１１級	①　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④　１０歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥　１耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦　脊柱に変形を残すもの ⑧　１手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨　１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの ⑩　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	210万円
第１２級	①　１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④　１耳の耳殻の大部分を欠損したもの	145万円

	⑤　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑧　長管骨に変形を残すもの ⑨　１手のこ指を失ったもの ⑩　１手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪　１足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの ⑫　１足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの ⑬　局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭　外貌に醜状を残すもの	
第１３級	①　１眼の視力が０．６以下になったもの ②　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③　１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤　５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥　１手のこ指の用を廃したもの ⑦　１手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧　１下肢を１センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの ⑩　１足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95万円
第１４級	①　１眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ②　３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	50万円

	③　１耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥　１手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦　１手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧　１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの ⑨　局部に神経症状を残すもの	

備考

1．視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。

2．手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

3．手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

4．足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

5．足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

6．それぞれの等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、それぞれの等級の後遺障害に相当するものは、その等級の後遺障害とします。

（注１）同一事故により、別表１の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級に対応する保険金支払額とします。

①　第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級

②　①以外の場合で、第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級

③　①および②以外の場合で、第１級から第１３級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払

額の合計額が上記の保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。

（注２）既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額から既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額を差し引いた額を保険金支払額とします。

（注３）関節などの説明図
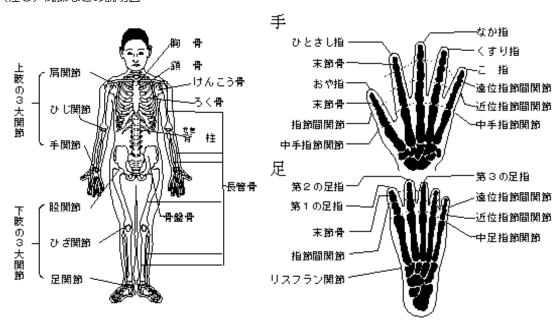
別表２　医療保険金支払額表

部位および症状	支払保険金の額
①　脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	５０万円
②　上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	２５万円
③　骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	１５万円
④　打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③以外のもの	５万円

注１．「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注２．ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注３．ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注４．ここでいう「上肢」とは、肩関節から手の指先までの部位をいいます。

注５．ここでいう「下肢」とは、股関節から足の指先までの部位をいいます。

注６．ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注７．ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注８．ここでいう「上肢・下肢の腱・筋・靭帯」には、上腕骨または大腿骨に付着する腱・筋・靭帯を含みます。

注９．ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靭帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

注１０．同一事故により被った傷害の部位および症状が、複数の項目に該当する場合、それぞれの項目により支払われる金額のうち、最も高い金額を支払います。

注１１．それぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

特　約

（１）対物超過修理費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
相手自動車	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する対物事故（注）によって滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。 （注）対物事故 普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内に相手自動車の損傷を修理することによって必要となる修理費に限ります。なお、修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度登録年月 相手自動車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。
対物超過修理費用	相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められる場合における相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

第２条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款対物賠償責任条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により対物賠償保険金が支払われる場合であって、対物事故（注）によって滅失、破損または汚損した他人の財物が自動車であり、かつ、当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認められるときは、普通保険約款対物賠償責任条項第５条（費用）の費用のほか、被保険者が負担する対物超過修理費用は、これを損害の一部とみなし、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。

（注）対物事故

普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

第３条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第２条（被保険者の範囲）に規定する被保険者とします。

第４条（支払保険金）

当社は、普通保険約款対物賠償責任条項第４条（支払保険金）(1)に定める対物賠償保険金に加えて、対物超過修理費用を対物超過修理費用保険金として支払います。ただし、１回の対物事故（注）により対物超過修理費用が生じた相手自動車１台につき、次のいずれか低い額を限度とします。

①　次の算式により算出される額

$$\boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

②　５０万円

（注）対物事故

普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

第５条（相手自動車の車両保険等がある場合の取扱い）

相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当社は、対物超過修理費用からその超過額を差し引いた額を対物超過修理費用とみなして第４条（支払保

険金）の規定を適用します。この場合において、既に次の①の額が②の額を超える額に対して対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額（注）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手自動車の価額

（注）相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額

相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第６条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を対物超過修理費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額（注）のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第７条（保険金の請求）

(１)対物超過修理費用保険金の請求権は、普通保険約款対物賠償責任条項第１０条（先取特権）(１)および(３)の保険金請求権には含めません。

(２)当社に対する対物超過修理費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第１６条（保険金の請求）(２)②に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第８条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第１１条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

① (4)の規定中「対人賠償責任条項または対物賠償責任条項」とあるのは「対人賠償責任条項もしくは対物賠償責任条項または対物超過修理費用特約」

② （注４）の規定中「対人賠償責任条項または対物賠償責任条項」とあるのは「対人賠償責任条項もしくは対物賠償責任条項または対物超過修理費用特約」、「対人賠償責任条項第５条（費用）または対物賠償責任条項第５条（費用）に規定する費用」とあるのは「対人賠償責任条項第５条（費用）もしくは対物賠償責任条項第５条（費用）に規定する費用または対物超過修理費用特約「用語の説明」に規定する対物超過修理費用」

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（２）危険物積載「対物賠償」限度額（１０億円）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
危険物	道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号）第２条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に付帯されます。

① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。

② この保険契約の対物保険金額が１０億円を超えていること。

第２条（危険物積載事故の限度額）

(1)当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第４条（支払保険金）(1)ただし書の規定にかかわらず、借用自動車に危険物を業務[注1]として積載すること、または借用自動車が、危険物を業務[注1]として積載した被けん引自動車をけん引することに起因する対物事故[注2]により、被保険者[注3]が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、１回の対物事故[注2]につき当社の支払う対物賠償保険金の限度額を１０億円とします。

(2)当社は、(1)の規定を適用する対物事故[注2]に対しては、１０億円を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第７条（当社による解決）(3)①、第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）(6)、第９条（仮払金および供託金の貸付け等）(1)および第１１条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定を適用します。

（注１）業務

家事を除きます。

（注２）対物事故

普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

（注３）被保険者

普通保険約款対物賠償責任条項第２条（被保険者の範囲）に定める被保険者をいいます。

（３）対航空機「対物賠償」限度額（１０億円）特約

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に付帯されます。

① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。

② この保険契約の対物保険金額が１０億円を超えていること。

第２条（対航空機事故の限度額）

(1)当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第４条（支払保険金）(1)ただし書の規定にかかわらず、借用自動車の運転に起因して他人の航空機を滅失、破損または汚損することにより、被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、１回の対物事故(注2)につき当社の支払う対物賠償保険金の限度額を１０億円とします。

(2)当社は、(1)の規定を適用する対物事故(注2)に対しては、１０億円を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第７条（当社による解決）(3)①、第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）(6)、第９条（仮払金および供託金の貸付け等）(1)および第１１条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定を適用します。

（注１）被保険者

普通保険約款対物賠償責任条項第２条（被保険者の範囲）に定める被保険者をいいます。

（注２）対物事故

普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

（４）搭乗者傷害（入通院／２区分）特約

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第２条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、治療を要し、かつ、入院または通院した場合は、この特約に従い、被保険者に医療保険金を支払います。

① 借用自動車の運行に起因する事故

② 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下

第３条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置（注１）またはその装置のある室内（注２）に搭乗中の者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

（注１）正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に定める乗車装置をいいます。

（注２）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、医療保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　借用自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(2)当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた傷害

②　記名被保険者または指定被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害

③　被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた傷害

⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に生じた傷害

(3)傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、医療保険金を支払いません。

(4)当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注6）に対しては、医療保険金を支払いません。

(5)当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。

①　記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（注7）のために、その使用者の所有する自動車（注8）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

②　記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

（注１）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注２）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注３）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注４）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注５）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注６）創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

（注７）業務

家事を除きます。

（注８）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第５条（支払保険金）

(１)１回の事故につき、被保険者１名に対し当社の支払う医療保険金の額は、それぞれ次の額とします。

① 入院または通院した治療日数の合計が５日以上（５日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の場合に限ります。）の場合

医療保険金（５日以上入通院保険金）＝１０万円

② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に入院または通院した場合

医療保険金（５日未満入通院保険金）＝１万円

(２)(１)①の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第１１条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注1)であるときには、その処置日数を含みます。

(３)(１)①の治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を含みます。

① 長管骨(注2)の骨折および脊柱の骨折によるギプス

② 長管骨(注2)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(注2)部分も含めたギプス

③ ろく骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

（注１）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注２）長管骨

上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第６条（他の身体の障害または疾病の影響）

次のいずれかに該当する事由により第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

① 被保険者が第２条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。

② 被保険者が第２条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。

③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第７条（保険金の請求）

当社に対する医療保険金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① ５日以上入通院保険金については、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の治療日数が５日となった時

② ５日未満入通院保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時

第８条（代位）

当社が医療保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第９条（普通保険約款との関係）

(1)この特約については、普通保険約款基本条項第１１条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (5)	自損傷害条項	自損傷害条項または搭乗者傷害（入通院／２区分）特約
② （注２）	自損傷害条項	自損傷害条項または搭乗者傷害（入通院／２区分）特約
③ （注３）	自損傷害条項	自損傷害条項または搭乗者傷害（入通院／２区分）特約

(2)この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第１５条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定は適用しません。

第１０条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（５）搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
搭乗者傷害保険金	死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。
搭乗者傷害保険金額	保険証券記載の搭乗者傷害保険金額をいいます。

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡した場合は、この特約に従い、被保険者の法定相続人に死亡保険金を支払います。

① 借用自動車の運行に起因する事故

② 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下

(2)当社は、(1)①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に普通保険約款別表１の１または別表１の２に掲げる後遺障害が生じた場合は、被保険者に後遺障害保険金を支払います。

第３条（被保険者の範囲）

(1)この特約における被保険者は、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置（注１）またはその装置のある室内（注２）に搭乗中の者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。

(2)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

（注１）正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に定める乗車装置をいいます。

（注２）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(2)当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた傷害

② 記名被保険者または指定被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害

③ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた傷害

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に生じた傷害

(3)傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、搭乗者傷害保険金を支払いません。

(4)当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注6）に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

(5)当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務(注7)のために、その使用者の所有する自動車(注8)を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

（注１）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注２）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注３）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注４）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注５）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注６）創傷感染症

丹毒(たんどく)、淋巴腺炎(りんぱせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等をいいます。

（注７）業務

家事を除きます。

（注８）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第５条（支払保険金）

(1) １回の事故につき、被保険者１名に対し当社の支払う死亡保険金の額は、それぞれ搭乗者傷害保険金額の全額(注1)とします。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

(3) １回の事故につき、被保険者１名に対し当社の支払う後遺障害保険金の額は、それぞれ次の算式により算出される額とします。

後遺障害保険金＝搭乗者傷害保険金額×保険金支払割合(注2)

(4) 同一事故により、普通保険約款別表１の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、(3)の後遺障害保険金の額の算出は、最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(注2)によります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の保険金支払割合(注2)によります。

① 第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対応する保険金支払割合（注2）

② ①以外の場合で、第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対応する保険金支払割合（注2）

③ ①および②以外の場合で、第１級から第１３級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する保険金支払割合（注2）。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合（注2）の合計の割合が上記の保険金支払割合（注2）に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合（注2）とします。

(5)既に後遺障害のある被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、さらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

後遺障害保険金＝搭乗者傷害保険金額 ×（普通保険約款別表１の１または別表１の２に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（注2） － 既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（注2））

(6)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて１８０日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が生じた時の被保険者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、(3)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日からその日を含めて１８１日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(3)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（注１）搭乗者傷害保険金額の全額

１回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、搭乗者傷害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（注２）保険金支払割合

別表の１または別表の２のそれぞれの等級に定める保険金支払割合をいいます。

第６条（他の身体の障害または疾病の影響）

次のいずれかに該当する事由により第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

① 被保険者が第２条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。

② 被保険者が第２条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。

③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第７条（当社の責任限度額）

１回の事故につき、被保険者１名に対し当社が支払うべき搭乗者傷害保険金の額は、第５条（支払保険金）および第６条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による額とし、かつ、搭乗者傷害保険金額を限度とします。

第８条（保険金の請求）

当社に対する搭乗者傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時

第９条（代位）

当社が搭乗者傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第１０条（普通保険約款との関係）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第１１条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (5)	自損傷害条項	自損傷害条項または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約
② （注２）	自損傷害条項	自損傷害条項または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約
③ （注３）	自損傷害条項	自損傷害条項または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

(2) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第１５条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定は適用しません。

第１１条（準用規定）

　この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表　後遺障害等級別保険金支払割合表

１．介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第１級	１００％
第２級	８９％

２．１．以外の後遺障害

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第１級	１００％	第８級	３４％
第２級	８９％	第９級	２６％
第３級	７８％	第１０級	２０％
第４級	６９％	第１１級	１５％
第５級	５９％	第１２級	１０％
第６級	５０％	第１３級	７％
第７級	４２％	第１４級	４％

（６）運搬・搬送・引取費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>用語</th><th colspan="2">説明</th></tr>
<tr><td>落輪等</td><td colspan="2">借用自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態（注）をいいます。
（注）踏み出した状態
踏み越えた状態を含みます。</td></tr>
<tr><td>路面</td><td colspan="2">通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。</td></tr>
<tr><td>車両損害</td><td colspan="2">衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって借用自動車に生じた損害をいいます。</td></tr>
<tr><td>故障</td><td colspan="2">借用自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。</td></tr>
<tr><td>故障損害</td><td colspan="2">故障によって借用自動車に生じた損害をいいます。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">走行障害</td><td colspan="2">次表に掲げる事由によって借用自動車に生じた走行上の障害をいいます。</td></tr>
<tr><th>事由</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>キー閉じ込み</td><td>キーが借用自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。</td></tr>
<tr><td>バッテリー上がり</td><td>借用自動車のバッテリーの過放電をいいます。</td></tr>
<tr><td>巻き込み</td><td>タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、借用自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。</td></tr>
<tr><td>電欠等</td><td>借用自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。
（注）これに類する燃料切れ
所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。</td></tr>
</table>

自力走行不能	自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。
運搬・搬送・引取費用	次の費用をいいます。ただし、②から④までの費用については、自力走行不能となった地において仮修理等により自力走行不能が解消された後に生じた費用を除きます。 ①　クレーン等により、借用自動車を路面（注1）に引き戻すために要した費用 ②　借用自動車を自力走行不能となった地から修理工場等（注2）まで運搬するために要した費用 ③　修理工場等（注2）にて借用自動車の損害または障害を復旧した後、借用自動車を他の修理工場等（注2）まで運搬するために要した費用 ④　借用自動車の損害または障害を復旧した後、借用自動車を引き取るために必要であった費用 （注１）路面 借用自動車が自力走行不能となる直前に走行していた路面をいいます。 （注２）修理工場等 電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第２条（保険金を支払う場合）

当社は、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中（注1）に次のいずれかの事由により借用自動車が自力走行不能となった場合、被保険者が運搬・搬送・引取費用（注2）を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、被保険者に運搬・搬送・引取費用保険金を支払います。

①　落輪等

②　車両損害

③　故障損害

④　走行障害

（注１）運転中

駐車または停車中を除きます。

（注２）運搬・搬送・引取費用

①の事由については、「用語の説明」に定める運搬・搬送・引取費用の①に該当する費用に限ります。

第３条（被保険者の範囲）

(1)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 指定被保険者

③ 記名被保険者または指定被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者

(2)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 借用自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者

② 極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者

(3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当社の支払うべき運搬・搬送・引取費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

（注１）正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に定める乗車装置をいいます。

（注２）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．保険契約者（注1）または被保険者

イ．借用自動車の所有者（注2）

ウ．ア．およびイ．に定める者の法定代理人

エ．ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人

オ．ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧　詐欺または横領

⑨　借用自動車を競技もしくは曲技(注6)のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注7)すること。

(2)当社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を支払いません。

①　借用自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品(注8)に生じた損害

②　付属品(注8)のうち借用自動車に定着(注9)されていないものに生じた損害。ただし、借用自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

③　法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品(注8)に生じた損害

(3)当社は、記名被保険者または指定被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に生じた損害、障害または落輪等によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を支払いません。

(4)当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を支払いません。

①　記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務(注１０)のために、その使用者の所有する自動車(注１１)を運転している場合に、被保険者について生じた損害

②　記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた損害

(5)当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を支払いません。

①　キーの紛失

②　借用自動車の燃料切れ。ただし、電欠等を除きます。

③　次のいずれかに起因する故障

ア．エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

イ．自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

(6)当社は、次のいずれかに該当する事由を直接の原因とする自力走行不能によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を支払いません。

① 積雪

② 降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ

③ 路面の凍結

④ 轍（わだち）

⑤ 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、自力走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限ります。

（注１）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）借用自動車の所有者

借用自動車の所有者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注５）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注６）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注７）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注８）付属品

普通保険約款車両復旧費用条項第１条（保険金を支払う場合）(3)の付属品をいいます。

（注９）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注１０）業務

家事を除きます。

（注１１）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第５条（支払保険金）

(1) １回の事故につき当社の支払う運搬・搬送・引取費用保険金の額は、被保険者が負担した運搬・搬送・引取費用の額とします。ただし、３０万円を限度とします。

(2) 運搬・搬送・引取費用のうち、回収金(注)がある場合は、当社は(1)に定める運搬・搬送・引取費用保険金の額から該当する回収金(注)の額を差し引いて運搬・搬送・引取費用保険金を支払います。

（注）回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第６条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を運搬・搬送・引取費用保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を運搬・搬送・引取費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

（注１）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第７条（保険金の請求）

(1)当社に対する運搬・搬送・引取費用保険金の請求権は、当社が支払う運搬・搬送・引取費用保険金の金額が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)被保険者が運搬・搬送・引取費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第１６条（保険金の請求）(3)⑨の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
運搬・搬送・引取費用の額を確認できる客観的書類

第８条（現物による支払）

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、借用自動車の運搬、修理完了後の借用自動車の搬送等、運搬・搬送・引取費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、運搬・搬送・引取費用保険金の支払に代えることができます。

第９条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第１１条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

① (4)の規定中「車両復旧費用条項」とあるのは「車両復旧費用条項または運搬・搬送・引取費用特約」

② （注２）の規定中「自損傷害条項」とあるのは「自損傷害条項または運搬・搬送・引取費用特約」

第１０条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（7）車内手荷物等特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における、損害が生じた保険の対象の価額をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両復旧費用条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

第２条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、日常生活の用に供するために個人が所有する動産とします。

(2) 次表に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

保険の対象とならない物	説明
①　船舶、航空機	船舶（注１）、航空機およびこれらの付属品をいいます。
②　自動車	自動車およびその付属品（自動車に定着（注２）または装備（注３）されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、ＥＴＣ車載器（注４）等をいいます。）をいいます。
③　自転車等	自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品をいいます。
④　ラジコン	ラジオコントロール模型およびその付属品をいいます。
⑤　パソコン	パソコンおよびその付属品をいいます。

⑥　携帯電話等	携帯電話、ＰＨＳ、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品をいいます。
⑦　眼鏡等の身体補助器具	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物をいいます。
⑧　生物	動物および植物等の生物をいいます。
⑨　通貨等	通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書（注5）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー（注6）、乗車券等（注7）その他これらに類する物をいいます。
⑩　証書等	証書（注8）、帳簿、稿本、設計書、図案その他これらに類する物をいいます。
⑪　プログラム、データ	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないものをいいます。
⑫　商品等	商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具をいいます。
⑬　事業関連預託品	事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物をいいます。

（注１）船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注２）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注３）装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。

（注４）ＥＴＣ車載器

有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

（注５）預貯金証書

預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

（注６）電子マネー

決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

（注７）乗車券等

鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。

（注８）証書

運転免許証、パスポートを含みます。

第３条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款車両復旧費用条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により復旧費用保険金が支払われる場合に、普通保険約款車両復旧費用条項第１条（保険金を支払う場合）(1)①の損害が生じたことに伴って借用自動車の車室内もしくはトランク内に収容または荷台もしくはキャリア(注)に固定されている保険の対象に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に車内手荷物等保険金を支払います。

（注）キャリア

自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

第４条（被保険者の範囲）

(1)この特約における被保険者は、保険の対象の所有者とします。

(2)(1)の規定にかかわらず、借用自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者は被保険者に含みません。

第５条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、車内手荷物等保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注１)

イ．借用自動車の所有者(注２)

ウ．ア．およびイ．に定める者の法定代理人

エ．ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人

オ．ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注３)

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質(注４)もしくは核燃料物質(注４)によって汚染された物(注５)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧　保険の対象の盗難、置き忘れまたは紛失

⑨　詐欺または横領

⑩　借用自動車を競技もしくは曲技（注６）のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注７）すること。

(2)当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、車内手荷物等保険金を支払いません。

①　保険の対象に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

②　故障損害（注８）

(3)当社は、記名被保険者または指定被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、車内手荷物等保険金を支払いません。

(4)当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、車内手荷物等保険金を支払いません。

①　記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（注９）のために、その使用者の所有する自動車（注１０）を運転している場合に、被保険者について生じた損害

②　記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた損害

（注１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）借用自動車の所有者

借用自動車の所有者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注５）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注６）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注７）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注８）故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的または機械的損害をいいます。

（注９）業務

家事を除きます。

（注１０）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第６条（支払保険金）

(1)１回の事故につき当社の支払う車内手荷物等保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の車内手荷物等保険金額を限度とし、保険証券記載の車内手荷物等保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

車内手荷物等保険金＝第７条（損害の額の決定）の規定により決定される損害の額

(2)損害の額のうち、回収金（注１）がある場合は、当社は(1)に定める車内手荷物等保険金の額から回収金（注１）の額を差し引いて車内手荷物等保険金を支払います。

(3)被保険者が２名以上いる場合は、次の算式によってそれぞれの被保険者ごとの当社の支払う車内手荷物等保険金の額を決定します。

それぞれの被保険者ごとの車内手荷物等保険金＝（１）および（２）の規定により算出した車内手荷物等保険金の額×それぞれの被保険者ごとの損害の額（注２）／それぞれの被保険者ごとの損害の額（注２）の合計額

（注１）回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

（注２）それぞれの被保険者ごとの損害の額

損害の額から回収金を差し引いた残額とします。

第７条（損害の額の決定）

(1)当社が車内手荷物等保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

(2)保険の対象の損傷を修理することができる場合は、次の算式によって算出された額を損害の額とします。
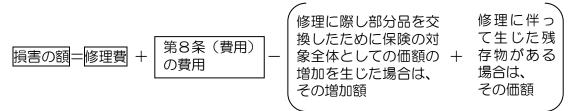
(3)第８条（費用）の費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。

(4)損害が生じた保険の対象が一組または一対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が生じた保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害の額を決定します。

第８条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
①　損害防止費用	普通保険約款基本条項第１４条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
②　権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第１４条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③　共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する保険の対象の分担額をいいます。

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第９条（現物による支払）

当社は、保険の対象の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって車内手荷物等保険金の支払に代えることができます。

第１０条（被害物についての当社の権利）

(1)当社が、損害が生じた保険の対象に対して全損(注)として車内手荷物等保険金を支払った場合は、損害が生じた保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った車内手荷物等保険金の額が損害の生じた保険の対象の保険

価額に達しない場合には、当社は、支払った車内手荷物等保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2)(1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して車内手荷物等保険金を支払ったときは、損害が生じた保険の対象またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

（注）全損

第７条（損害の額の決定）(1)の損害の額または同条(2)の修理費が、損害の生じた保険の対象の保険価額以上となる場合をいいます。

第１１条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を車内手荷物等保険金の額とします。

(2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を車内手荷物等保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注１）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。

第１２条（保険金の請求）

(1)当社に対する車内手荷物等保険金の請求権は、損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)車内手荷物等保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第１３条（代位）

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
①　当社が損害の額の全額を車内手荷物等保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②　①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)当社は、正当な権利により借用自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第１４条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えます。

①　第１１条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(4)の規定中「車両復旧費用条項」とあるのは「車内手荷物等特約」

②　第１１条（注２）の規定中「自損傷害条項」とあるのは「自損傷害条項または車内手荷物等特約」

③　第１４条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③の規定中「借用自動車の復旧を行う場合」とあるのは「保険の対象を修理する場合」

④　第１４条（注１）の規定中「復旧を行う場合」とあるのは「修理する場合」

⑤　第１６条（保険金の請求）(3)⑦の規定中「対物賠償責任条項における対物事故に係る保険金」とあるのは「車内手荷物等保険金」

第１５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（８）通信販売特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険申込者	当社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。
通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載したものをいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険申込者が第２条（保険契約の申込みおよび引受け）に定める方法により保険契約の申込みを行う場合に付帯されます。

第２条（保険契約の申込みおよび引受け）

保険申込者は、次表「保険契約の申込み」のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みを行い、当社は、次表「保険契約の引受け」の方法により引受けを行うものとします。

保険契約の申込み	保険契約の引受け
①　保険申込者が保険申込書に所要の事項を記載し、当社に送付するものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
②　保険申込者が電話、情報処理機器等の通信手段（注）を媒介とし、当社に対し契約意思の表示をするものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および保険申込書を保険契約者に送付するものとします。この場合、保険契約者は保険申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当社へ返送しなければなりません。
③　保険申込者がインターネットを媒介とし、インターネット上に明示された契約情報に基づき、当社に対し契約意思の表示をするものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、電子データメッセージを保険契約者に送信または通知書を送付するものとします。

（注）通信手段

　インターネットを除きます。

第３条（保険料の払込方法）

(1)保険契約者は、次に定める通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

① 第２条（保険契約の申込みおよび引受け）①の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条①に定める通知書による通知

② 第２条②の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条②に定める通知書による通知

③ 第２条③の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条③に定める電子データメッセージまたは通知書による通知

(2)(1)の場合、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める「保険契約締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

第４条（当社による保険契約の解除）

(1)当社は、第２条（保険契約の申込みおよび引受け）②の保険申込書が所定の期間内に当社に返送されない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2)当社は、第３条（保険料の払込方法）(1)の通知に記載された保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(1)および(2)の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条（保険証券の不発行）

(1)当社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。ただし、保険契約者からの請求があった場合または当社が必要と認めた場合は保険証券を発行します。

(2)当社は、この保険契約の保険契約内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

第６条（この特約による当社への通知方法）

　保険契約者または被保険者が、訂正の申出を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（９）書面省略（変更届出書）特約

第１条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

第２条（訂正の申出、通知事項の通知等）

保険契約者または被保険者は、次のいずれかの申出または通知を行う場合、電話、ファクシミリまたは情報処理機器等の当社が定める手段により、当社所定の連絡先に対して行うものとします。

① 訂正の申出
② 通知事項の通知
③ 普通保険約款基本条項第６条（保険契約者の住所変更）に定める通知
④ 普通保険約款基本条項第１０条（保険契約者による保険契約の解約）に定める通知

第３条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

普通保険約款・特約の補足事項

普通保険約款・特約において「別に定める」こととしているもののお取扱いについて

普通保険約款・特約において、「別に定める」こととしている主なものについて、具体的なお取扱い例をご案内いたします。

<table>
<tr><th>普通保険約款・特約</th><th>具体的なお取扱い例</th></tr>
<tr><td>普通保険約款「用語の説明」
用途車種
登録番号標等[注]上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
（注）登録番号標等
登録番号標、車両番号標または標識番号標をいいます。</td><td>登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき、用途車種の分類を一覧にしたもので、例えば次のような区分としています。<table>
<tr><td>登録番号標の分類番号が３・30～39・300～399、登録番号標の塗色が白地に緑文字のお車</td><td>自家用普通乗用車</td></tr>
<tr><td>登録番号標の分類番号が４・40～49・400～499、登録番号標の塗色が白地に緑文字で、「ダンプ装置」がないお車</td><td>自家用小型貨物車</td></tr>
<tr><td>登録番号標の分類番号が８・80～89・800～899、登録番号標の塗色が白地に緑文字で、自動車検査証の「自動車の種別」欄に「普通」の記載があり、「車体の形状」欄に「冷蔵冷凍車」「粉粒体運搬車」「レッカー車」等の記載があるお車</td><td>自家用普通貨物車[注]</td></tr>
<tr><td>車両番号標の分類番号が 50～59・500～599、車両番号標の塗色が黄地に黒文字のお車</td><td>自家用軽四輪乗用車</td></tr>
</table>（注）自動車検査証の「最大積載量」欄の記載に基づき、最大積載量２トン超、最大積載量 0.5 トン超２トン以下、最大積載量 0.5 トン以下に区分します。</td></tr>
</table>

普通保険約款車両復旧費用条項における付属品について

自動車の付属品とは、自動車に定着(注１)または装備(注２)されているものおよび車室内でのみ使用することを目的として借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム(自動車用電子式航法装置)、ＥＴＣ車載器(注３)およびドライブレコーダーをいいます。(注４)

（注１）ボルト、ナット、ネジ（チョウネジを含みます。）等で固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

（注２）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い自動車に備え付けられている状態をいいます。

（注３）有料道路自動料金収受システム（ＥＴＣ）の用に供する車載器をいいます。

（注４）借用自動車に定着または装備されているものであっても、以下に規定するものは付属品とはなりません。

①ガソリン、軽油、プロパンガス（ＬＰＧ）等の燃料

②ボデーカバー、洗車用品

③法令により自動車に定着または装備することを禁止されているもの
エアースポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備、運輸支局の許可を得たものを除きます。）等

④通常装飾品とみなされるもの
マスコット類、クッション、花ビン、膝掛等

｜第３部｜

サービスご利用規約

お車のトラブルでお困りの時にご利用いただけるロードサービスの利用規約を掲載しています。

１ＤＡＹ保険用ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

　このロードサービスご利用規約において、使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
ロードサービス	おクルマＱＱ隊およびおクルマ情報サービスをいいます。
おクルマＱＱ隊	第４条（サービスの提供条件と内容）に定めるサービスのうち、次のサービスをいいます。 ①　レッカーＱＱ手配サービス ②　故障トラブル・ガス欠ＱＱサービス ③　移動サポートＱＱサービス ④　宿泊サポートＱＱサービス ⑤　各種情報提供サービス
ロードサービス提供者	株式会社安心ダイヤル（注）をいいます。 （注）株式会社安心ダイヤル 　保険契約者、および記名被保険者および指定被保険者に通知することなく、社名変更等を行う場合があります。
サービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にサービスを実施する者をいい、ロードサービス提供者が自らサービスを実施する場合はロードサービス提供者をサービス実施者とみなします。
自力走行不能	物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。
借用自動車	記名被保険者および指定被保険者がいずれもその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であり、保険証券記載の自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 ①　次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注１） ア．記名被保険者またはその配偶者 イ．指定被保険者またはその配偶者。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限ります。

	ウ．記名被保険者が役員（注2）となっている法人 エ．指定被保険者が役員（注2）となっている法人。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限ります。 ②　レンタカー（注3） （注１）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注２）役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注３）レンタカー 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第８０条（有償貸渡し）第１項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
専用ダイヤル	当社が別に定めるサービスの利用申込を受け付ける連絡先をいいます。
ＪＡＦ	一般社団法人　日本自動車連盟をいいます。
日本国内	一部離島等を除きます。
被保険者	保険契約により補償を受ける者または補償の対象となる者をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の記名被保険者をいいます。
指定被保険者	保険証券記載の指定被保険者をいいます。
自宅	居住住所（法人の場合は、主として借用自動車を使用している支店・営業所の所在地）をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
ＧＰＳ	地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全地球測位システム）をいいます。

第１条（規約の目的等）

（1）本規約は、当社の自動車保険契約に対して提供するロードサービスの事項を定めたものです。

（2）利用対象者（第５条に定める利用対象者をいいます。）は、本規約に同意のうえ、ロードサービスの提供を受けることができます。

第２条（ロードサービスの提供対象契約）

(1)当社は、次表右欄に掲げるロードサービスを左欄に掲げる自動車保険契約の提供対象ロードサービスとします。

自動車保険契約	ロードサービス
２４時間単位型自動車運転者保険（１ＤＡＹ保険）	おクルマＱＱ隊（１ＤＡＹ保険用）

(2)(1)のロードサービスは、当社が提携するロードサービス提供者が、第３条（サービスを提供する場合）から第１６条(訴訟の提起および準拠法)の規定に従い提供します。

第３条（サービスを提供する場合）

ロードサービス提供者は、利用対象者が第７条（利用対象者の義務）(1)の規定に従い提供対象となるロードサービスから希望のサービスの利用申込を行った場合であって、第４条（サービスの提供条件と内容）に定めるサービスの提供条件に該当するときは、サービス実施者により、そのサービスを無料で提供するものとします。

第４条（サービスの提供条件と内容）

本規約により提供するサービスの提供条件および内容は次のとおりとします。

① レッカーＱＱ手配サービス

提供条件	借用自動車が、日本国内で事故または故障等により自力走行不能となること。
内容	借用自動車を、事故または故障等の現場から修理工場までレッカーけん引するサービス実施者を手配します。 また、レッカーけん引に必要な費用（注１）を、３０万円を限度として支払います。 ただし、運搬・搬送・引取費用特約の適用となるレッカーけん引に必要な費用（注2）を除きます。 （注１）レッカーけん引に必要な費用 修理工場等にレッカーけん引するために必要な仮修理を実施した費用や修理工場等にレッカーけん引するために必要なクレーン作業料、特殊作業料金、追加作業員料金等を含みます。 （注２）運搬・搬送・引取費用特約の適用となるレッカーけん引に必要な費用 「運搬・搬送・引取費用特約」での対象となるレッカーけん引に必要な費用については、保険金として支払います。

②　故障トラブル・ガス欠ＱＱサービス

提供条件	ア．借用自動車が、日本国内で故障またはトラブルにより自力走行不能となること。 イ．借用自動車が、日本国内の道路上（駐車場や私道は除く。）でガス欠により自力走行不能となること。
内容	借用自動車について現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、これらの事由が生じた日からその日を含めて１年以内に、記名被保険者を同一とする２４時間単位型自動車運転者保険（１ＤＡＹ保険）において「おクルマＱＱ隊（１ＤＡＹ保険用）(注)」を利用していない場合に限ります。 ア. バッテリー上がり時のジャンピング（ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。） イ. キー閉じ込み時のドアの解錠。ただし、解錠可能な一般シリンダーキーに限ります。なお、解錠できない場合は修理工場までレッカーけん引しますが、搬送先での解錠費用、交換費用は、利用対象者の自己負担となります。 ウ. タイヤパンク時のスペアタイヤ交換。ただし、借用自動車にスペアタイヤを搭載している場合に限り、また、交換は１本に限ります。 エ. ガス欠時に最大１０リットルのガソリンまたは軽油を現場まで届けます。 オ．バルブ・ヒューズ類の取替作業 カ. 上記以外で、現場での応急作業が可能な場合における作業時間３０分以内の応急修理・軽作業 （注）おクルマＱＱ隊（１ＤＡＹ保険用） 希望のサービスと同一のサービスに限ります。

③　移動サポートＱＱサービス

提供条件	借用自動車が、記名被保険者の自宅から２０ｋｍ以上離れた日本国内の場所において事故または故障等により自力走行不能となること。ただし、レッカーＱＱ手配サービスを利用することを条件とし、最初のレッカー開始時刻から１２時間以内に移動を開始した場合の移動費用に限ります。
内容	事故・故障等の現場から利用対象者の当面の目的地へ移動するための公共交通機関の案内やタクシー等の手配(注1)を行い、その交通費(注2)を１名につき2万円を限度として(注3)支払います。

	（注１）タクシーの手配 移動のための方法として妥当と判断される場合に限ります。 （注２）交通費 最も合理的な移動手段を利用した場合の費用とします。 （注３）１名につき２万円を限度として 借用自動車の自動車検査証記載の乗車定員、かつ実際に搭乗していた人数を上限とします。

④　宿泊サポートＱＱサービス

提供条件	借用自動車が、記名被保険者の自宅から２０ｋｍ以上離れた日本国内の場所において事故または故障等により自力走行不能となり、利用対象者の当面の目的地までの移動が困難（注）となること。ただし、レッカーＱＱ手配サービスを利用することを条件とし、最初のレッカー開始時刻から１２時間以内に宿泊手続きをした場合の宿泊費用に限ります。 （注）移動が困難 移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限ります。
内容	事故または故障等の現場近隣の宿泊施設を紹介し、その宿泊費用（注１）を１名につき１万円を限度として（注２）支払います。 （注１）宿泊費用 １泊分とし、飲食費、通信費、その他私的なサービス費用は含みません。 （注２）１名につき１万円を限度として 借用自動車の自動車検査証記載の乗車定員、かつ実際に宿泊した人数を上限とします。

⑤　各種情報提供サービス

提供条件	なし
内容	次の紹介、案内等を行います。 ア．優待料金で利用可能なレンタカー事業者の紹介 イ．ガソリンスタンド、カー用品店、自動車ディーラー、自動車修理工場、自動車教習所等の案内 ウ．ホテルの紹介、ペットと一緒に宿泊可能なホテルの案内 エ．公共施設、市区町村役場、病院等の案内

第５条（利用対象者）

(1)本規約において、利用対象者とは、記名被保険者または指定被保険者が運転している借用自動車に搭乗中の者をいいます。ただし、利用対象者が次のいずれかに該当する場合

は、利用対象者に含みません。

① 反社会的勢力(注)に該当すると認められる場合

② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合

③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められる場合

④ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

（注）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2)(1)に規定する利用対象者に加え、各種情報提供サービスについては、記名被保険者および指定被保険者を利用対象者とします。

(3)サービス提供後、利用者がロードサービスの利用対象者ではないことが判明した場合、サービス提供に要した費用は、すべてその利用者の負担とします。

(4)本規約の規定は、それぞれの利用対象者ごとに個別に適用します。

第６条（サービスの提供を行わない場合）

(1)ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を行いません。

① 利用対象者が、サービスの利用に際して、事前に専用ダイヤルへ利用申込の連絡を行っていない場合

② 利用対象者が、正当な理由がなくて、第７条（利用対象者の義務）の規定に違反した場合

③ 利用対象者がサービスの提供を希望する自動車が、借用自動車でない場合。ただし、各種情報提供サービスを除きます。

④ ロードサービス提供者またはサービス実施者が、地域、時季、気象、道路事情等によりサービスの提供・実施が困難と判断した場合、技術的にサービス実施が困難と判断した場合、またはサービスの内容、趣旨等に照らしてサービス提供が不適切であると判断した場合

(2)ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する事由によって生じた借用自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、サービスの提供を行いません。

① 利用対象者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④　核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧　エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造

⑨　自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用

(3)ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合に生じた借用自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、サービスの提供を行いません。

①　利用対象者が、法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合

②　利用対象者が、競技・曲技のため等に借用自動車を使用している場合、または、これらを行うことを目的とする場所において借用自動車を使用している場合

③　利用対象者が、危険物を積載した借用自動車を使用している場合、または、危険物を積載した被けん引自動車をけん引した借用自動車を使用している場合

④　利用対象者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所[(注)]において借用自動車を使用している場合

（注）自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所

凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。

(4)ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、レッカーＱＱ手配サービスおよび故障トラブル・ガス欠ＱＱサービスの提供を行いません。

①　サービス提供時に利用対象者が現場立会いできない場合

②　サービス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られないとき。

第７条（利用対象者の義務）

(1)利用対象者は、サービスを利用する場合には、事前に専用ダイヤルに利用申込の連絡を行わなければなりません。この場合において、利用対象者が専用ダイヤルに連絡する以前に自らレッカー・修理業者等を手配しているときは、その手配に対応するサービスは提供せず、また、手配に対応する費用等も支払いません。(注)

(2)利用対象者は、サービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。

(3)利用対象者は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。

(4)利用対象者は、第８条（利用対象者の費用立替・費用負担）の規定により立て替えるべき費用および負担すべき費用に対しては、その料金等を支払わなければなりません。この場合において、第８条(1)の費用については、その規定に従い、費用精算の請求を行うものとします。

(5)利用対象者は、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、サービスの実施について警察の許可を得なければなりません。

(6)利用対象者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、保険契約継続証、運転免許証、自動車検査証その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。

(7)利用対象者は、サービス提供時において借用自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者にその旨を事前通知しなければなりません。なお、事前通知を行わなかった場合で、サービス提供後にその積載物に損害が生じた場合であっても、当社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

（注）手配に対応する費用等も支払いません。

　サービスの提供ができない場合であっても、運搬・搬送・引取費用特約の対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

第８条（利用対象者の費用立替・費用負担）

(1)次のいずれかに該当する場合は、利用対象者はそのサービスにかかる費用を現場で立て替え、後日ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。この場合において、利用対象者はその費用の立替を証明する書類を、記名被保険者を経由して提出するものとします。

① 移動サポートＱＱサービスにおいて、公共交通機関またはタクシー等を利用する場合

② 宿泊サポートＱＱサービスにおいて、宿泊施設を利用する場合

③ 利用対象者がＪＡＦ会員でない場合（ＪＡＦ会員であることが確認できない場合を

含みます。）において、サービス実施者がＪＡＦであるサービスを受けるとき。

(2)第３条（サービスを提供する場合）の規定にかかわらず、次に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。

① サービス提供に際して、高速道路、有料駐車場、カーフェリー等の利用が必要な場合

借用自動車ならびに救援自動車の高速料金、有料駐車場の駐車料金、カーフェリーの往復乗船料等

② 借用自動車が積雪や凍結等によってスリップする状態、または砂浜もしくは泥道等のために走行が困難な状態からの脱出作業を行う場合

その脱出に必要な作業費用等

③ 第４条（サービス提供条件と内容）①レッカーＱＱ手配サービスに定める限度を超えるレッカーけん引を行う場合

第４条（サービス提供条件と内容）①レッカーＱＱ手配サービスに定める限度を超えたレッカーけん引にかかる料金（注）

（注）レッカーけん引にかかる料金

修理工場等にレッカーけん引するために必要な仮修理を実施した費用や修理工場等にレッカーけん引するために必要なクレーン作業料、特殊作業料金、追加作業員料金等を含みます。

④ 現場で作業時間３０分を超える応急修理・軽作業を行う場合

３０分を超えた作業時間に対応する料金

⑤ 借用自動車を修理工場等に一時的に預かる場合

その借用自動車の預かりにかかる保管料等

⑥ タイヤチェーンの着脱作業を行う場合

その着脱作業料金

⑦ 借用自動車のバッテリーの充電を行う場合

その充電料金

⑧ パンクの修理作業を行う場合

その修理作業料金

⑨ 修理・作業において部品交換や消耗品の補充等が必要となる場合

その部品代および消耗品代

⑩ 立体駐車場、地下駐車場または狭路など、作業スペースの確保が困難な場合

車両の手押し作業料金、作業車両の追加料金、ウィンチによる引出し作業料金

⑪ 利用対象者の都合により、ロードサービス実施者を現場待機させる場合

その現場待機料金

⑫ ①から⑪のほか、第４条（サービスの提供条件と内容）に定める内容を超えて作業・修理等を行う場合

その作業・修理等の料金

⑬　利用対象者がガソリンまたは軽油の自己調達が可能な状況において故障トラブル・ガス欠ＱＱサービスを利用する場合

　そのガソリン代および軽油代

⑭　第１０条（ＧＰＳによる通知の特則）の規定に基づき通知を行う場合

　その通知を行う電話機の購入費用、通話料金、位置情報の発信にかかるパケット通信料金等

⑮　各種情報提供サービスにより取次、紹介、案内等を受けた事業者を利用する場合

　その事業者、施設等への連絡費用およびその事業者、施設等の利用料

第９条（ＪＡＦ会員の特則）

利用対象者がＪＡＦ会員である場合には、次のとおりとします。

①　ＪＡＦにて同様のサービスが提供される場合は、ロードサービス提供者は、原則としてＪＡＦに取り次ぎ、利用対象者はＪＡＦによるサービスを受けるものとします。

②　利用対象者が故障トラブル・ガス欠ＱＱサービスの提供を希望する場合は、第４条（サービスの提供条件と内容）②および第８条（利用対象者の費用立替・費用負担）(2)の規定にかかわらず、サービス範囲を超過する作業料金・部品代等を４，０００円まで無料とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

ア．利用対象者がＪＡＦ会員であることが確認できない場合

イ．ＪＡＦ以外のサービス実施者によりサービスの提供を受ける場合

ウ．ロードサービス提供者が著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断する場合

③　利用対象者が専用ダイヤルに連絡する以前に自らＪＡＦを手配した場合であっても、②に規定した特則を適用します。

第１０条（ＧＰＳによる通知の特則）

利用対象者は、次に定める条件をすべて満たしている場合には、携帯電話機に搭載されたＧＰＳ機能を使って、事故、故障またはトラブル現場等の利用対象者の位置情報を、ロードサービス提供者に通知することができます。ただし、携帯電話事業者の回線障害、ＧＰＳ衛星の障害、電波状況等により、位置情報が取得できない、または位置情報の取得に時間を要する場合には、音声通話によって位置情報を通知するものとします。

①　利用対象者が使用する携帯電話機が、ロードサービス提供者が提携する携帯電話事業者の回線を利用するものであって、ＧＰＳ機能を搭載していること。

②　その携帯電話機のマニュアル等で定める方法により、事前にロードサービス提供者を通知先とする現在地通知先登録等を行うか、自ら位置情報を通知する操作を行うこと。

③　利用対象者が、ロードサービス提供者への位置情報の提供に同意していること。

第１１条（サービス提供時の責任）

（1）サービスは、ロードサービス提供者の取次により、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したサービスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします（注）。

（2）サービス提供およびサービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用対象者とサービス実施者、受け入れ工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします（注）。

（3）サービス提供時において、借用自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断によりサービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当社またはロードサービス提供者、サービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。

（4）サービスの提供を行わない場合、またはサービスの提供が遅延した場合であっても、当社およびロードサービス提供者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。

（注）当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。

ロードサービス提供者が自らサービス実施者となる場合における、サービス実施者としての責任を除きます。

第１２条（ロードサービスの提供期間および終了、中止または変更等）

（1）ロードサービスの提供期間は、事故・故障等の発生時において有効に締結された自動車保険契約の保険期間内とし、その保険契約が保険期間の中途で失効し、または解除もしくは解約された場合はロードサービスの提供を行いません。

（2）当社は、保険契約者、記名被保険者および指定被保険者に通知することなくロードサービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

第１３条（代位）

（1）当社およびロードサービス提供者は、サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ、利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得するものとします。

（2）当社およびロードサービス提供者は、借用自動車の故障によりサービスを提供した場合であって、その原因が、自動車メーカー等の無償修理等の対象であったときは、サービス提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第１４条（個人情報の取扱い）

（1）保険契約者は、保険証券・保険契約継続証の記載事項およびロードサービスに必要とされる情報が、ロードサービス提供者に登録されることに同意するものとします。

（2）ロードサービス提供者は、保険証券・保険契約継続証の記載事項およびロードサービスに必要とされる情報を、サービス実施者に開示できるものとします。

（3）当社は、ロードサービス提供者が取得した個人情報を保険契約の審査、引受および履行（保険事故の調査、適正な保険金支払い等を含みます。）に利用することがあります。

第１５条（通話記録）

ロードサービス提供者は、利用対象者からの連絡内容を正確に把握するため、通話記録を保存します。

第１６条（訴訟の提起および準拠法）

（1）本規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

（2）当社は、保険契約者、記名被保険者および指定被保険者に通知することなくロードサービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。